

番号：150451

国名：ベトナム

担当：人間開発部保健第二グループ保健第三チーム

案件名：高危険度病原体に係るバイオセーフティ並びに実験室診断能力の向上と連携強化プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年7月下旬から2015年9月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.67M/M、合計 1.17M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	20日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月1日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	ベトナム/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は

- 本件への参加を認めない。
(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ベトナムは、2003年の重症急性呼吸器症候群（SARS）、2004年の高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）、2009年の新型インフルエンザ（H1N1）等、様々な感染症の脅威にさらされ、社会・経済的に大きな損失をもたらしてきた。これら新興感染症の脅威に適切に対応し、ベトナム国内、さらには近隣諸国への蔓延を防止し、人々の健康・安全を維持するためには、ベトナム国内における課題に対して適切な対策を講じる必要があった。しかし、ベトナム国には、ウイルスの変異を確認するために必要なバイオセーフティレベル（Bio Safety Level: BSL）-3 実験室が無かったため、国外のWHO 指定センター（我が国の国立感染症研究所等）に検体を送付し、その診断結果を待たなければならない状況であった。そこで、我が国は感染症対策の中核機関である国立衛生疫学研究所（NIHE）に対し、無償資金協力「国立衛生疫学研究所高度安全実験室整備計画（2008年完工）」でBio-Safety Level（BSL）-3 実験室（4室）を整備すると共に、技術協力「国立衛生疫学研究所能力強化プロジェクト（2006年3月～2010年9月）」を通じて、（1）バイオセーフティ体制整備、（2）実験室維持管理能力の向上、（3）検査診断技術の向上を中心とした協力を行った。その結果、ベトナムでバイオセーフティという概念が根付き、バイオセーフティ規則に則った高危険度病原体の取り扱いや、施設/機材の運営・維持管理が行われるようになった。また、インフルエンザウイルス検査の確定診断をNIHEで行うことが可能となり、検査結果がでるまでの日数が大幅に短縮された。

また、ベトナム政府はマスタープランにおいて、感染症の流行防止を重点項目として掲げており、特に国内における正確かつ迅速な検査体制の構築を急務としている。さらに同政府は、NIHEを含む4つの国立研究所（ニャチャン、タイグエン、ホーチミン）を疫学、微生物学及び免疫学の中核センターとして位置づけ、下位レベルの省予防医療センター（PCPM）への指導的役割を担わせることを想定している。しかし、省予防医療センターはおろか国立研究所においてもバイオセーフティや実験室維持管理、検査診断技術が十分ではない。全国における迅速かつ効果的な感染防止体制を確立するためには、フェーズ1で機能が強化されたNIHEを中心として、他の3つの国立研究所や省レベルの検査機関のバイオセーフティや実験室維持管理、検査診断技術に関する能力向上を図り、全国レベルでの検査機関間の情報共有や連絡体制を強化する必要がある。

上記の課題を改善するために、我が国はベトナム政府の要請を受け、NIHEを含む国立研究所及びパイロットとして選定されたPCPMを対象に、各施設間の実験室診断ネットワークの構築・バイオセーフティの強化、各研究施設における高危険度病原体に係る検査・管理能力の向上及び実験室機材の運用・維持管理能力の強化を通じて、ベトナムの高危険度病原体に係るバイオセーフティ及び実験室診断能力が全国的に強化されることを目的としている。

なお、本プロジェクトには、2011年2月より2016年2月までの5年間の予定で実施されており、現在、2名の長期専門家（チーフアドバイザー、業務調整）が派遣されている。

本終了時評価調査は、本プロジェクトの活動実績、成果を評価、確認すると共に、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について、当初計画と活動実績、計画の達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2015年7月下旬～8月上旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、専門家業務完了報告書、投入実績に関する資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目

とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。

- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、カウンターパート(C/P)機関、ベトナム側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成し送付する。
- ④対処方針会議等、調査団派遣前に実施する各種会議に参加する。

（2）現地派遣期間（2015年8月上旬～8月下旬）

- ①JICAベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行うとともに、評価グリッドについて合意を得る。
- ③事前に配布した質問票を回収しベトナム側評価団との評価グリッドの協議を踏まえ整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績への貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及びベトナム側評価者等とともに評価5項目の観点から評価を行うとともに、教訓や提言を含んだ評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥上記③、④における結果や他団員及びベトナム側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、必要に応じて、PDM及びPOの修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果のJICAベトナム事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2015年8月下旬以降）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- （1）評価報告書（案）（英文）
- （2）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- （3）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めるため、見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄に必要な経費を記載ください。

10. 特記事項

- （1）業務日程／執務環境

- ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2015年8月2日～2015年8月21日を予定しています。
本業務従事者は、当機構の調査団員に10日先行して現地調査を開始することを予定しています。（日程は変更になる可能性があります）

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) バイオセーフティ/実験室診断 (国立感染症研究所、1-2名)
- エ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構ベトナム事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上
必要に応じて日本語または英語⇄ベトナム語の通訳を配置
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールのアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行
- カ) 執務スペースの提供
ハノイのプロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第二グループ保健第三チーム (TEL:03-5226-8356) にて配布します。
 - ・ 中間レビュー報告書
 - ・ 事業進捗報告書
 - ・ PDM (最新版)
- ②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。
 - ・ ベトナム社会主義共和国 高危険度病原体に係るバイオセーフティ並びに実験室診断能力の向上と連携強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書

(3) その他

- ①複数業務従事者提案の禁止
業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②不正腐敗の防止
本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上